

平成27年第1回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年1月13日（火曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成27年1月13日午前9時00分	議 長	上 田 利 治 君			
	閉 会	平成27年1月13日午前10時5分	議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○	
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○	
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○	
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○	
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○	
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員	3 番	脇 山 奉 文 君	2 番	山 口 定 君		
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君		
		教 育 長	小 柳 勉 君	会 計 管 理 者	池 田 則 子 君		
		管 理 統 括 監	西 立 也 君	政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君		
		総 務 課 長	右 寺 直 樹 君	財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君		
税 務 課 長		青 木 敏 治 君	住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君			
保 健 介 護 課 長		寺 田 美 由 妃 君	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君			
ま ち づ くり 課 長		中 山 昇 洋 君	生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君			
教 育 課 長		井 上 新 吾 君					
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔	議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明			

平成27年第1回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年1月13日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度玄海町一般会計補正予算（第8号））
- 日程4 議案第2号 動産の買い入れについて
- 日程5 議案第3号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事変更請負契約について
- 日程6 議案第4号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事変更請負契約について

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、3番脇山奉文君、2番山口定君を指

名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月13日の1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1月13日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度玄海町一般会計補正予算（第8号）

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成27年第1回玄海町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、平成26年度玄海町一般会計補正予算（第8号）でございます。

専決処分につきましては、平成26年度玄海町一般会計において、平成27年4月に開校する玄海みらい学園の通学バスの運行方法を検討してきた結果、一部を町有バスにより運行することに伴いまして、通学バス購入に要する経費を早急に予算措置する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めまして、専決処分をさせていただ

たところでございます。

補正の内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12,579,067千円とするものでございます。

歳入補正予算としましては、17款繰入金、2項基金繰入金の財政調整基金繰入金428千円の増額。内容につきましては、歳出項目で詳細に御説明を申し上げますが、今回の玄海みらい学園通学バス車両購入に対応するため増額をし、財源を補正するものでございます。

歳出補正予算といたしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費のふるさと応援寄附金基金積立金の減額。これは、基金に積み立てを予定していた109,747千円を減額し、先ほど申し上げました玄海みらい学園通学バス車両購入の財源として、ふるさと応援寄附金を直接充当するため、財源振りかえを行うものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の小中一貫統合準備事業110,175千円の増額。これが、通学バス車両購入に要する費用でございます。内訳としましては、自動車損害責任保険料が87千円、自動車任意保険料が70千円、通学バス車両購入費が109,747千円、自動車重量税が271千円。

以上でございます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ふるさと応援寄附金に関しましては、寄附者がいろんな用途ということで幾つかの項目に分かれておりましたが、今回の場合は町長におまかせ事業の分でというような話が予算委員会等で出ておりましたけれども、その分を充当されますものか、その点について。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山伸太郎議員さんがおっしゃっていただいたとおりに、ふるさと応援寄附金の中の玄海町応援事業という基金を充てさせていただく予定にいたしております。

済みません、町長におまかせ事業でございます。申しわけありません、修正します。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ついでにお尋ねしますが、町長におまかせ事業の分は、あとほかにどのくらい、どのような充当を町長はお考えになっているのかと、あと、ふるさと納税も、先月、今月からまたふえているようですが、今、総額大体どのくらいされているのか、その2点について答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今の基金の残額については、実際に何に使おうという具体的なものを用いているわけではございません。今回はこのような形で使わせていただくということで提案をさせていただいているところです。

ちなみに平成26年度、12月31日現在、申請額で10億円を超させていただきました。納入済み額で932,058,594円ということになっております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

これを、通学バスの購入に充てるということには議員協議会でも協議しておりましたし、何ら異議はありませんが、その後の管理の分で、これは教育課に任せるのか、教育課で購入するようにしておりますので、どこが管理するのか、そしてどのような方法といたしますか、運転手の雇用とかどのようなやり方を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員に御指摘をいただきましたように、通学バスの運行形態については、玄海町立小中学校基本構想等検討委員会や通学作業部会で協議をいただいて、また、議会の教育環境調査特別委員会や議会全員協議会においても、通学バスの運行路線、運行形態やについて御協議をいただいております。

協議の結果、平成27年度の運行形態として、一つは町で車両を保有し運行する形と、一つ

は、玄海タクシーに貸し切り運行を委託する形の2種類を併用させて運行する方針といたしておるところでございます。平成27年度の通学バスは、12路線を運行する計画でございます。

バスの管理につきましては、町で購入させていただきますので、町有車として登録をさせていただきますたいと思っております。

それから、玄海タクシーへの平成27年度の通学バス車両の貸し切り運行委託については、玄海タクシーの藤瀬社長とお話をいたしまして、玄海タクシーは、本年度小学校通学バス運行委託を受託されております。現在運行している路線と類似する7路線、車両7台での運行が可能かどうかを確認いたしております。これに対して、社長より、7路線の貸し切り運行は対応するというふうに回答をいただいておりますので、以上のことから、平成27年度の運行形態としては、12路線のうち7路線は玄海タクシーに貸し切り運行を委託する。5路線は町で車両を保有し運行することとして、今回、通学バス車両5台を購入するというようにしているものでございます。

運行の形態については、今まだ協議をしている部分もございますので、今ここで確定的にお答えすることができないことについてはおわびを申し上げたいと思いますが、なるべく早く運行形態をきちんとした形で決めさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

12路線のうちに、7路線は玄海タクシーが現在運行している、類似した路線は玄海タクシーに委託するということですね。それは承知しておりましたし、5路線について、要る分の車両を今回購入して町で運営するということですね。しかし、何年前になりますか、玄海町の町有車を廃棄して、今委託もしておりますし、例えば私たちとか区長会とかが視察に行く場合、そういうときは業者に委託しておりましたよね。しかし、今回また町有車を購入してスクールバスを運行するということになれば、町が運行管理をする。そうなれば、例えば私たちが視察に行く場合でも、そのような車両を利用していいのではないかというふうにも考えますし、そういう場合に、どこの課がその管理をしていくのか。それともまた、再度改めて他のところへ運行だけを委託するというふうな形にするのかですね。いずれにしても、4月から新学校が始まるときには万全の態勢で挑まねばならない。そのためには、5台買え

ば、5人の運転手じゃなく1人ぐらい予備の6人、あるいは7人ぐらいの運転手、車両を管理する人たちが必要だと思いますし、そういう人たちを採用するにしても、その形態が決まらなければスカウトもされないんじゃないか。そういうことは、この時点で既に考えておくべきだと思ってお尋ねしておるんですけど、その考えがまだまとまっていないということですかね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町でやはり車両を保有して運行するということになりますと、課題、それから利点等々ございます。車両を保有することによる、例えば修繕費ですとか管理費といった負担はあるものの、学校運営に応じた車両の通行や部活動での利用、それから学校行事での利用と、それから、通学バスに限らず、玄海町主催行事への幅広い利用が可能となるというふうに考えております。そういった意味も含めて、管理については町有車というふうに表現をさせていただきましたけれども、当然、主体は教育委員会で使いますけれども、その保有管理については総務課が責任を持って管理をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

それと、先ほど岩下議員に御指摘をいただいたように、5バス存在をすれば、やはり1人というよりも7人ほど——6人では非常に不安な面もございますので、7人ぐらいの運転手さんの中で回していくような管理の仕方をしていきたいというふうに思っております。それについても、運転手さんたちの管理、それから運行管理についても、管理を委託するものなのか、今、町で直接雇用して、直営でやるものなのか、この2点で決定をいまだできずにおるというのが現状でございます。ですから、それほど長い時間をかけて検討をするというものではありませんけれども、なるべく早くどの方向でいくのかを決定し、皆さんにまた御報告させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

大体、大筋で承知いたしましたけど、これに至るまでの経過ですね。というのは、その担当の課であった部署が、法の改正、あるいは条例の改正だったか、通達か何かよく知りませ

んけど、そういうニュースを捉えるのが遅くなり、自分たちの行政の遅れによってここまで至ったわけですね。それがなければ、こういう臨時議会でなくても、12月の定例会あたりでは十分に済んでおらなければいけない。今後そういう事態がないように、今、町長がおっしゃったような運行についても、万全の態勢を期して4月の開校に間に合うようにということが約束できれば私はこれで結構だと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員に御指摘をいただいたような、拙速な作業になったことについてはおわびを申し上げたいと思います。今後は、こういったことのないように万全の態勢で組みさせていただいて、子供たちに少しでも安心してバスが使えるような形で進めさせていただきますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

教育長のほうにお尋ねをいたします。

ただいま町長のほうからバスの購入のことでいろいろ議員さんから質問がありましたけれども、町民の皆様方は、どうしてバスを購入したかということはまだまだ理解をしていないんじゃないだろうか。普通なら民間に委託して、従来どおり委託しながら通学バスを運用すると、町民の皆さん方はそう思っておられるだろうと思っておりますけれども、今回、法の改正でバスを購入すると。その内容の説明をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

今回、臨時議会を開かせていただき、関係予算、それから関係の議案についての御承認をいただくと、こういう事態を招いているところでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんからも御指摘がありましたとおり、4月の開校に向けて、万全の態勢で進ませていただきたいというふうに思っております。

バス通学に使います機材について、各校の説明については、これまで部会でございますと

か検討委員会でバス通学の方法についての話し合いをしてきたところでございます。実際どのような機材で運行するかということについては、特段その部会で協議をしたことはございません。ただ、今現在のこのような動きにつきましては、当然、部会でも検討委員会でも説明をしたところでございます。12台の路線をどのような機材で運行していくのかということについては、今後、今月15日でございますけれども、15日に全ての保護者の方々にお集まりいただいて、学校運営についての説明をいたすところでございます。この15日の学校運営の説明会につきましては、当然、制服でございますとか、学校、教育の中身について当然お話をしますし、この通学バスについての方法についても説明をすることといたしているところでございます。町民の皆さん、それから保護者の皆さんには、そういうことで、1月15日の説明会で十分な説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

今回、このようにバスを購入する事態に至りましたことにつきましては、全員協議会でございますとか、教育環境調査特別委員会でも御説明をいたしました。料金体系の改正に伴って、多額の委託費が発生するという事態となったところでございますので、多額の経費を避けるべく、どのような方法でバス12路線を運行したほうがいいのかということで議論を重ねて、議会の皆様方にも御説明をさせていただいてこういう状況に至ったということでございますので、どうぞ御理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

今、教育長のほうから1月15日に保護者に対しまして説明会を開催するということだったんですけれども、その説明会なんですけれども、校區別に、校区ごとに説明されるのか、それとも一同に説明されるのか、その辺のところをお尋ねいたしまして、いずれにしろ保護者に詳しく説明をお願いしたいと思っております。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

1月15日の保護者への説明会につきましては、全ての保護者の方が一同に介していただいて、町民会館で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、全体での説明会はこの15日でございますけれども、それが済みまして、土曜日、日曜日を使って、これ制服の採寸を行うことといたしております。その採寸の日にも、私たち職員が会場にはおりますので、その場でも、さまざまな御質問、御意見をいただくことといたしているところでございます。町民の皆様方には、丁寧に、この通学バスに限らず、4月から開校いたします玄海みらい学園についての御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

先ほど、町長のほうから行政関係で、全般的に使うというバスのお話がありましたけれども、これ一般にはどうされますか。例えば、月曜から金曜は学校がありますのでだめでしょうが。土日に一般のほうから要請があった場合は、どうされますかね。貸し出しが可能なかどうかなのか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、議員に御指摘をいただいたとおりに、月曜日から金曜日ではなくて、土日も子供たちはクラブ活動をやりますので、実はその分についても、このバスが使えるというふうに思っております。例えばそういった土曜、日曜でも、子供たちが完全にバスを使わないというような状況になったときには、一般の方の御相談もお受けしていいのではないかとというふうに現時点では考えておるところでございます。ですけれども、限られてまいりますので、常に、言ったらすぐ借りられるといった状況にはならないのではないかなというふうに予測をしております。あくまで、主体的には通学用に使わせていただく。それから、例えば土日であれば、子供たちが使わない時間を十分に加味しながら、町の行事にバスを使わせていただく。その折その折の幾らかの臨機応変さは必要になってくるだろうというふうには思っておりますけれども、そのような形でバスは使わせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

せっかくの財産ですので、土曜日、日曜日にも部活があるのはわかっていますが、限られていますよね。全部が要るわけじゃありませんので、1台か2台あって回ればいいわけですから。その辺もありますから、やっぱり使い方としては、せっかくのこれだけの投資をするわけですから、有効的に使っていただきたいと要望して終わります。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

池田議員の関連ですけれども、普通、一般の方に貸すとなると、民間に対して行政がそういうことは余りするべきじゃないと思う考え方もありますし、町のいろんな団体、町に関連した委員会とかいろいろありますね。そういった部分が利用するには、どうにか運用に合わせることはできると思いますけど、ただ一般的な人——今、友田議員ともお話ししていましたが、結婚式で団体で移動するから使うとかそういった形態もあるから、やっぱりそこら辺は用心してせんと難しくなると思いますけど。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これは、今、脇山議員に御指摘をいただいたとおりでございまして、当然、常識の範囲の中でしっかりと——町行事に対する使い方を優先的に使わせていただくということで進めさせていただこうと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

運営とかは次の議案で聞こうかなと思ったんですけども、実際、今のところは通学バスは生徒たちは無料ということで決められていますよね。これは、今後もずっと無料をという形で運行されるものか、そのお考えはどんなふうな考えをされていますでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

予算につきましては、教育委員会がお金を持ちませんので、差し出がましいことは私のほうから言うことはできません。ただ、教育の立場から申し上げますと、通学につきましては、当然のことながらこれまで、住民説明会の中でも、町が、今その教育委員会が責任を持って確保しますという話をしてまいりました。そういうこともございますので、教育委員会といたしましては、町長部局のほうには、無料で通学、足の確保をよろしくお願ひしたいというお願ひをさせていただきたいというふうに思っております。

あわせて、バスに頼ることなく、当然のことながら自分の足で、もしくは自転車ということも、子供たちにも、それから保護者の皆さんにも、教育委員会としてはお願ひをしていきたいというふうには思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、通学バスにつきましては、きょう町長部局のほうに、できるだけと言いましょか極力無料で、そして、住民の皆さんの利便性の向上のためにお願ひしたいということで、教育委員会としてはお願ひをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、教育長からも答弁がありましたけれども、教育委員会からもそのような要望があっておりますし、私どもとしても、私どもの財政のやり繰りができる範囲では、無料で子供たちは行き来をさせてあげたいという気持ちは持っております。ただ、今、教育長も最後にちょっとだけ申し上げましたけれども、実際に自転車を通う子、それから歩いて通う子も出てきます。そういった部分についても十分に配慮しながら、私どもとしては作業として進めさせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回の統合に関しまして一部の父兄さんから、遠いところはやっぱり無料バス運行をしてもらわないとということでそういった要望も聞いておりましたし、町としては今のところ無料ですよという話もしていました。だから、統合も私としては賛成という形で——これ値

賀方面の人だったですけど、やはりそういったこともありますから、もちろん町の財政もあります。応援給付金とかがいっぱいいつも入ればこういったところに充当はできると思いますけれども、そこら辺の考慮をしていただきたいと要望して、それと、今後は総務課のほう管理するんですから、3月議会までには今後の維持管理費、人件費、そういったところもシミュレーションだけはちゃんとつくってほしいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程4 議案第2号 動産の買入れについて

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第2号 動産の買入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、議案第2号 動産の買入れについて、提案理由の説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件といたしましては、玄海みらい学園通学バスの大型バス4台、中型バス1台でございます。

契約の相手方といたしましては、福岡県糸島市二丈武96番地6、九州日野自動車株式会社

糸島支店支店長、福江將明氏でございます。

買入れ価格は、96,846,740円でございます。予定価格に対する落札率は89.14%でございます。

納入期限は、平成27年3月31日でございます。

なお、今回、競争見積もりを行いまして、見積もり依頼業者は3業者でございます。

3業者を申し上げておきたいと思えます。1社目は、いすゞ自動車九州株式会社佐賀・佐世保支社・伊万里営業所。2社目は、九州日野自動車株式会社糸島支店。3社目は、三菱ふそうトラックバス株式会社佐賀支店。以上3社でございます。

提案理由でございますが、玄海みらい学園の通学バス運行に当たって検討を行ってきた結果、一部を町保有車両として運行することとしたため、今回、新たに大型バス4台及び中型バス1台を購入するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号 動産の買入れについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第3号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第 3 号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岸本英雄君）

議案第 3 号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年 6 月18日に請負契約した玄海町立小中学校校舎体育館（建築主体）工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成25、26年度電源立地地域対策交付金事業玄海町立小中学校校舎体育館建設建築主体工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、3,367,923,240円でございます。当初契約金額が3,309,600千円でございますので、58,323,240円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市八幡小路 1 番10号、松尾・岸本特定建設工事共同企業体、代表構成員、松尾建設株式会社佐賀支店支店長、村岡祐吉氏でございます。

工期は、着工が平成25年 6 月18日から、成工は平成27年 1 月30日までとしております。

支出科目は、一般会計10款. 教育費、6 項小・中学校費でございます。

変更理由の主なものとしましては、別紙で添付しておりますが、まず、設計内容を見直したことによるものでございます。

これは、当初の内容について、内装・仕上げ等に計上されていた製品の品質や機能を低下させずに、必要とされる機能を最小コストで確保することで、本工事におけるコスト縮減が可能となるため、設計の内容について精査を行った結果、主なものとしましては、校舎等の鉄骨屋根の天井下地と仕上げ材を取りやめ、屋根鉄骨材に亜鉛メッキ処理をしたいというものでございます。また、体育館外壁上部の化粧ルーバー、これは木製ですけれども、これを木調鋼板に変更したいというものでございます。

次に、工事内容の変更によるものでございます。

主なものとしまして、子供たちの生活の場となる環境にアートやデザインの要素を取り入

れ、子供たちの活動の質を高める環境をつくり、また、地域や自然を思わせる、そんな学校をテーマとしてデザインするというコンセプトで、教室西棟正面の柱13本のうち4本について、石張りのデザインを施したいというものでございます。

次に、インフレスライド請求に係るものでございます。

これは、昨年度末の公共工事設計労務単価決定によりまして、賃金等が急激にアップされたため、その対処としまして、国からインフレスライド条項の適切な運用依頼が通知されました。このことによりまして、受注者から玄海町建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更について請求されたため、これに対処するために、適用基準日以降の残工事について、同条第7項及び第8項の規定に基づいて、インフレスライドによる変更を行いたいというものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。ございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

請負契約金額の変更ということですが、変更理由が3つほど上げてありますが、これ、1番の設計内容を見直したことによるもの、これは減額ですね。そして、2番の工事内容の変更によるもの、これが増額。3番のインフレスライド請求にかかわるもの、これは増額。それぞれの減額した金額が幾らか、増額した金額が幾らかお知らせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。自席でお願いします。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

それでは、説明申し上げます。

最初に、設計内容を見直したことによるものにつきましては、減額の42,786千円でございます。工事内容の変更によるものにつきましては、増額の15,832千円の増額でございます。それと、インフレスライド請求に係るものとしたしまして、85,277千円の増額というふうになっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

プラスマイナスして増額分が58,323,240円。この全体の上昇率が0.0176%と余りにも低かったもので、この設計内容見直しがどれぐらいの減額だったのかということを知りたかったものですが、この中に、内装・仕上げ等に計上されていた製品の品質や機能を低下させずに、必要とされる機能を最小コストで確保する、これにうたってあることは行政の本質ですね。そういうことにより42,786千円の減額があったということですが、校舎等の天井下地と仕上げ材を取りやめ、屋根鉄骨材に亜鉛メッキを処理したい。鉄骨、これはもともとは鉄骨屋根の天井下地と仕上げ材、これは何の材料を使う予定だったんですか。そして、それを取りやめて鉄骨材に亜鉛メッキをするって、それは亜鉛メッキした部材を持ってきて取りつければと思いますが、その辺のどのような変更の仕方か。そして、その下の体育館外壁上部の化粧ルーバー（木製）を木調鋼板、木製を鉄にしたいということですよ。この辺だったら、初めからわかっていることじゃないか、できていたんじゃないかというふうにも思えるんですけど、その2点についてお尋ねします。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

2つにつきまして御説明を申し上げます。

最初に校舎等の鉄骨屋根の天井下地と仕上げ材を取りやめたということでございますけれども、これは図面のほうに添付をしております。

まず、1が天井部分の平面図でございますけれども、赤で塗っておところが該当箇所となります。

それと、2番目の、これが立面図でございますけれども、天井部分の天井下地と仕上げ材ということで、ここに、ちょっと見にくいですが、細かい実線のほうでしておりますけれども、それを取りやめて、溶解の亜鉛メッキ処理をするということでございます。

まず、鉄骨構造体につきましては、当初、塩害対策及び防潮対策、鳥の対策として、また、地上面からの見栄えを考慮して、平らとなるような仕上げとなるケイカル板張りとしていたものでございます。鉄骨材に対しましては、一般的な防錆処理を行いまして、天井、ボード、はりによって保護する設計としておりました。検討の結果、塩害対策につきましては、鉄骨

材に溶解亜鉛メッキ処理を施すことで、また、防潮対策といたしましては、当初からありました防潮ネットの範囲を広げることで対応できるということから、鉄骨屋根の天井下地と仕上げ材について取りやめたものでございます。

それと、体育館外壁上部の化粧ルーバーでございますけれども、これにつきましては、検討委員会の協議の内容を踏まえまして、施設全体のイメージの一要素として木材を使用し、ぬくもりのある施設を目指してございまして、そのデザイン要素の一つとしまして、再生木のルーバーを外装材として計画をしておりました。素材見本の比較、また、変更の場合のデザインの比較をした結果、施設のイメージ及びデザインについても何ら遜色のないものとして木調鋼板に変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

塩害対策と防潮対策をしていた。しかし、それは塩害に対して必要じゃないというふうに判断したということですか。この防潮対策というのは、これは天井部分ですよ。潮が天井まで来るように想定しておったのかということも言われるんですけど、本質において反対意見ではありませんので、しかし、その辺を最初から見積もりがどうしておったのかということを知りたいだけですので、この辺で引き揚げます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほどの質問に続きますけど、天井の鉄骨工事が変わっております。あと、今、九州電力のほうも売電、購入するのを今、問題あっておってストップしている状態ですけども、九州電力が学校の屋根の太陽光を借りる計画はまだ残っているんですか。今後のあれもあると思います。そうなった場合、これを下地と仕上げを書いておられますけれども、それで耐久性は大丈夫なんでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

建物の構造について私から答弁する能力も何もありませんので、太陽光の発電について教育委員会としての考え方を説明させていただきたいと思います。

これまで環境調査特別委員会でもお話をさせていただいてきたところでございます。子供たちには、持続発展可能社会を教育の一つとして捉えて教育活動をやっというと考えておりますので、こういう自然の力を使って人間が生活していくという姿をぜひ教育の現場には取り入れていきたいというふうには考えてはおります。

しかしながら、今のような、こういうエネルギー需給の状況でございますとか、九電の動きでございますとか、それから、当然のことながら、こちらから屋根貸しをしようとする、手を挙げる事業者がどれぐらいあるかというマーケットの問題も出てまいります。教育委員会といたしましては、これまで特別委員会でも申し上げてきましたとおり、視野を広く持って検討していきたいというふうには考えているところでございます。

今現在、いつどれぐらいの規模でどれぐらい発電できると、そういうことはまだお答えできる状況ではございませんので、それは御理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、設計業者の方につきましては、教育委員会といたしましては、そういう状況でございますから、普通の当然の校舎として設計、建設をしてくださいというお願いはしているところでございますので、そういう趣旨で今の建設はされているものというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それから、インフレスライドの請求ですが、私が知っている人から聞くと、当初の計算だけでしかインフレスライドの分で増額等とかはないようなお話も聞いております。これは業者さんがどうするかというところまでわからないかと思いますが、実際、85,277千円上がっていますよね。ということは、ある程度やはり請負業者がこれだけの金額を請求するわけですから、ちゃんとそれは支払われなくちゃならないと思います。そこの中までこちらが請求したり聞くことはできないかもしれませんが、町のお金が約1億円近く上がるということを、やはりそこまである程度はちゃんと確認したところで予算計上しなくちゃならない部分もあるかと思いますが、それについて、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

インフレスライドの請求につきましては、まず請求が出まして、その適用の基準日を定めます。今回の建築主体工事の場合は、26年6月末を基準日といたしまして、その時点の出来高を確認いたしまして、それ以降の残工事について見直しを行って、そこで計算をしてスライド額というのを計上しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

鉄筋型枠、鉄骨、内外装とありますね。実際、6月以降工事されている部分でもそういったふうなお話も聞きましたので、やはり町のお金を出すに当たっては、請負業者等、きちんとそこら辺は聞いて精査をしないと、単なる請負業者がもうかるだけのインフレスライドになってしまったら本来の意味はないんじゃないかなと思って質問しました。

これがどこまで私も質問していいのかわかりませんが、そういった点で今後いろいろあったときには、予算のあり方はちゃんとしてほしいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今の脇山議員さんの御指摘のインフレスライドについては、前回の全員協議会でも御説明を申し上げたとおりでございます。ですから、今おっしゃっていただいたように、当然、どういったあれですかね、もうけさせるためにインフレスライドをしているわけではございませんし、それだけの賃金がアップされているというのは事実でございますので、国の法律に合わせた形で私どもも合わせていると。常にこういう作業をやっているわけではございませんので、その点については御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど岩下議員さんからお尋ねがありました、天井下地ですとか木製ルーバーについては、あくまで化粧でやっていたものを、少し化粧の部分を削らせていただいた部分

はございます。それと同時に、実は、天井の下地裏というのは鳥獣害の例もございますので、鳥獣対応についても少し加味をさせていただきながら、天井下地、それから、木製ルーバーをつけさせていただいているという部分もございますので、御理解をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（建築主体）工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第4号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第4号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岸本英雄君）

議案第4号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年6月18日に請負契約した玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項

第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成25・26年度電源立地地域対策交付金事業、玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は、629,845,200円でございます。当初契約金額が616,140千円ございましたので、130,705,200円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県唐津市千々賀1-1、九電工・佐電工・大西工業特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社九電工唐津営業所所長、岩久博之氏でございます。

工期は、着工が平成25年6月18日から、成工は平成27年1月30日までとしております。

支出科目は、一般会計10款・教育費、6項・小・中学校費でございます。

変更理由としましては、別紙で添付をしておりますが、昨年度末の公共工事の設計労務単価決定によりまして、賃金等が急激にアップされたことに伴い、その対処としまして、国からインフレスライド条項の適切な運用依頼が通知されたところでございます。このことによって、受注者から玄海町建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更について請求されたため、これに対処するため、適用基準日以降の残工事について、同条第7項及び第8項の規定に基づき、インフレスライドによる変更を行いたいというものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、提案どおりの御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号 玄海町立小中学校校舎・体育館建設（設備）工事
変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成27年第1回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前10時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員